

産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置許可申請書の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定により次のとおり許可申請があり、同条第 4 項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和 7 年 5 月 27 日から令和 7 年 6 月 27 日まで、県庁環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供していますのでお知らせします。

記

1 申 請 者

岩手県滝沢市鶴飼笹森 10 番地 13

株式会社長内水源工業 代表取締役 長内 信平

2 施設の種類

安定型最終処分場

3 設置場所

岩手県花巻市鍋倉字上堰田 46 番 4 並びに下堰田 1 番 4、1 番 5、2 番 2、57 番 13
及び 58 番 3

4 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類